第１１４号議案

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和８年１１月２６日

提出者　中野区長　　酒　　井　　直　　人

（提案理由）

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を改定する必要がある。

中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中野区条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「１００分の１２６．２５」を「１００分の１３１．２５」に改める。

第１６条の２第２項中「１００分の１１８．７５」を「１００分の１２３．７５」に改める。

第２条　中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「１００分の１３１．２５」を「１００分の１２８．７５」に改める。

第１６条の２第２項中「１００分の１２３．７５」を「１００分の１２１．２５」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。